

違法な路上駐車禁止のお願い

以前から自治会内の道路上で迷惑駐車が散見されていましたが、未だにどうにかして欲しいとの意見が寄せられています。各家庭でのご事情はあると思われませんが、できるだけ路上駐車は避けるようお願い申し上げます。親戚や知り合いの方々が来訪され、一時的に家の前に駐車する場合は「来客用駐車票」を当車のフロントガラス内又は外に掲示方お願いします。「来客用駐車票」をお持ちでない方は各ブロック長へお申し出ください。

また、日常的な路上駐車は「自動車の保管場所の確保等に関する法律」により禁止されています。違法が常態化しているようなケースが確認された場合、警察による取り締まりを依頼することがありますのでご承知をお願いします。

以上

自動車の保管場所の確保等に関する法律

最終改正：平成十六年五月二六日法律第五五号

(目的)

第一条 この法律は、自動車の保有者等に自動車の保管場所を確保し、道路を自動車の保管場所として使用しないよう義務づけるとともに、自動車の駐車に関する規制を強化することにより、道路使用の適正化、道路における危険の防止及び道路交通の円滑化を図ることを目的とする。

(保管場所としての道路の使用の禁止等)

第十一条 何人も、道路上の場所を自動車の保管場所として使用してはならない。

2 何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。

- 一 自動車が道路上の同一の場所に引き続き十二時間以上駐車することとなるような行為
- 二 自動車が夜間(日没時から日出時までの時間をいう。)に道路上の同一の場所に引き続き八時間以上駐車することとなるような行為

3 前二項の規定は、政令で定める特別の用務を遂行するため必要がある場合その他政令で定める場合については、適用しない。

『日常的に道路を車の保管場として使用すること』は違法です！

来客用駐車票

この車は、

大庭_____の

_____宅に

所用のため駐車しています。

この駐車票は来客などによる
一時的な駐車許可です。

小糸南自治会